

令和3年第12回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年11月10日(水) 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2B・2C

3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第87号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第88号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第89号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について
報告第14号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	浅利 寿夫
次長	川口 均
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	佐藤 勝秀
-----	-------

農林水産課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 3 年第 1 2 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 20 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の指名」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、17 番 中谷委員、18 番 小野委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林水産課の山田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和3年10月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、白川幸蔵推進委員と事務局であっせんにあたりました。

あおもり農業支援センター事業2件を適正に処理したことを報告いたします。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第87号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第87号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転7件、使用貸借権設定1件です。

2ページをご覧ください。

1番 金木町芦野、畑1筆、486㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額200,000円の有償移転です。

2番 金木町芦野、畑1筆、332㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額200,000円の有償移転です。

- 3 番 大字鶴ヶ岡字福田、田 1 筆、2, 987 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 600,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字前田野目字野脇、田 3 筆、合計 2, 287 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 200,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字新宮字松元、田 1 筆、295 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 35,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字川山字森内ほか、田 2 筆、合計 2, 100 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 600,000 円の有償移転です。
- 7 番 大字持子沢字笠野前、畑 1 筆、1, 629 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 150,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字持子沢字隠川、畑 1 筆、4, 338 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
使用貸借権によるものです。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相
当であると判断されます。

議 長 議案第 87 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 87 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第 87 号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして議案第 88 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に係る決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 5 ページをご覧ください。

議案第 88 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 48 件、所有権移転 6 件です。

6 ページ、番号 1 番から 28 ページ 48 番までの利用権設定 48 件については皆様のお手元にお配りしています農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

29 ページ、番号 1 番から 31 ページ 6 番までの所有権移転 6 件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第 88 号についての説明が終わりました。
閲覧時間を 5 分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 （5 分間閲覧）

議 長 それでは時間となりましたので、議案第 88 号の 1 番・
2 番・18 番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 88 号の 1 番・2
番・18 番以外について原案のとおり決定することにご異
議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 88 号の 1 番・2
番・18 番以外について原案のとおり決定いたします。
つづきまして、利用権設定 1 番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の
制限」となりますので、15 番、柳原委員には退席をお
願いいたします。

柳原委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 1 番について原
案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 1 番について原
案のとおり決定いたします。
15 番 柳原委員の入室を許可いたします。

つづきまして、利用権設定2番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番小山内職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。
委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定いたします。

19番 小山内職務代理者の入室を許可いたします。

つづきまして、利用権設定18番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、18番、小野委員には退席をお願いいたします。

小野委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定18番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定18番について原案のとおり決定いたします。

18番 小野委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第89号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 32ページをご覧ください。

議案第89号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について。

耕作放棄地について、農業委員会が「農地」に該当するか否かの判断をしたいので議決を求めものです。

提案理由、利用状況調査で把握した農地・非農地の判断対象地について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。

33ページをご覧ください。

1番、大字姥菟字桜木、田1筆、2,900㎡、非農地であると判断されます。

2番から7番は同じ場所になります。大字持子沢字三原、田7筆、合計13,953㎡、非農地であると判断されます。

8番、大字前田野目字長峰、田1筆、1,874㎡、非農地であると判断されます。

別の資料にて説明いたします。耕作放棄地に係る・農地・非農地の判断対象地（参考資料）をご覧ください。

2枚目は今年度の農地パトロールで農地として利用が困難なB判定をした農地のうち、非農地と判定する土地の資料でございます。

3枚目は議案の1番から8番の非農地判断をした確認結果になります。

すべての農地を非農地と判断した主な理由は、写真を見てのとおり長年の休耕により樹木及び雑草が繁茂しているため、農地への復元が極めて困難であるため、非農地と判断いたしました。場所については4枚目になります。次に資料1をご覧ください。令和3年度耕作放棄地等利用状況調査結果であります。

調査期間は8月19日から9月3日まで10日間行ないました。

状況確認者は、地区担当農業委員、推進委員、農林水産課職員、農業委員会職員です。

耕作放棄地等面積について、令和2年度耕作放棄地等面積は、219,592㎡、今回解消された面積は、24,004㎡、新たな耕作放棄地等面積は8,374㎡、非農地判定の耕作放棄地面積は予定で、18,727㎡です。

合計、令和3年度の五所川原市の耕作放棄地面積は、予定で、185,235㎡です。

次に今後の調査及び指導等に向けた「3つのステップ」はご覧の通りです。

2枚目から4枚目は利用状況調査で、A判定又は解消等を把握した一覧です。

合計で、227,966㎡です

5枚目をご覧ください。令和3年度総括表です。

耕作放棄地面積、五所川原地区、115,736㎡、金木地区、49,746㎡、市浦地区、19,753㎡です。

耕作放棄地等解消面積は五所川原地区22,038㎡、金木地区1,966㎡です。

次の令和3年度地目別内訳表はご覧の通りです。

以上、非農地判断及び利用状況調査結果についてになります。

議 長 議案第 8 9 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 8 9 号について原案
のとおり承認し、「非農地」と判断することにご異議ござ
いませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 8 9 号について原案
のとおり承認いたします。

以上、議案 8 7 号から議案第 8 9 号まで全ての審議が終
了いたしました。

報告第 1 4 号につきましては、後ほどお目通しをお願い
いたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長 _____

(中谷 徳善)

17番委員 _____

(小野 列子)

18番委員 _____